

大阪市告示第123号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター	令和8年2月2日（月）	午前11時から
	令和8年2月9日（月）	午後8時まで
	令和8年2月16日（月）	
第1体育場		
第2体育場		午前9時から
多目的室	令和8年2月24日（火）	午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）